

一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和10年12月31日

2. 内容

目標1： 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を徹底する。

対策： 対象者を会社が把握した際、速やかに制度の要点を簡潔にまとめた資料等を配布し、制度利用の意向確認を行う。

実施日： 令和8年1月1日～

目標2： 育児・介護に関する制度の利用開始から職場復帰までの各段階において、利用しやすい環境の整備を図る。

対策： 各制度に関する相談窓口を設置し、相談担当者が制度内容を正しく案内できるよう、関連資料や情報の整備を行う。

実施日： 令和8年1月1日～